

児童福祉施設等における業務継続計画

法人名	株式会社 アイ・クレセール	代表者名	代表取締役 大津 裕之
施設名 (施設類型)	ルミエール (放課後等デイサービス)	管理者名	大津 安子
所在地	広島県東広島市八本松 飯田6丁目7-1	電話番号	082-426-5340
作成日	令和6年4月1日	改訂日	令和7年3月1日

I	総則	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	2
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	2
II	事前対策	3
1	感染症・自然災害共通事項	3
	（1）地域との連携の推進	3
	（2）防災組織の体制構築	3
	（3）職員の安否確認	4
	（4）人員確保	5
	（5）保護者との連携	5
	（6）関係各所との連携・情報収集	10
	（7）入退館管理	11
2	感染症に係る事前の対策	12
	（1）優先的に実施する業務	12
	（2）備品の確保	12
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	13
	（4）職員の体調管理	13
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	14
3	自然災害の事前対策	14
	（1）非常時に優先的に実施する業務	14
	（2）施設のリスク	15
	①立地条件	15
	②避難場所、避難経路	15
	③避難誘導	16
	④ライフラインの対応策	16
	⑤備蓄品	16
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	17
III	BCP発動時の対策	18
1	感染症にBCP発動時の対策	18
	（1）感染症発生時の事前対策	18

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時.....	18
(3) 感染の可能性が高い者の発生時.....	19
(4) 感染者発生時	20
(5) 通常業務の再開.....	20
(6) 不足する職員の支援対策の実施.....	20
(7) 人的応援と受け入れ	20
2 自然災害発生時の対応	21
(1) 地震	21
①発災時の時間経過別の対応.....	21
②災害時の地域ニーズへの対応	22
(2) 風水害	22
①事前の対策.....	22
②発災時の時間経過別の対応.....	23
③災害時の地域ニーズへの対応	24
IV B C P の検証	25
1 B C P の検証.....	25

1.1 想定するリスク

1.1.1 感染症

児童福祉施設等では感染症全般について対策が必要となりますが、業務継続が危ぶまれる感染症として、新型コロナウイルス感染症を想定して記載します。

1.1.2 自然災害（地震）

自治体から公表されてるインフラ等の被災想定を考えます。

地震の被災想定的事例

震度：震度 6 弱（首都直下型地震・南海トラフ地震等）

液状化：液状化の可能性が高い地域にあり

津波：津波避難エリア（津波警報時・大津波警報）

1.1.3 自然災害（風水害）

自治体から公表されてるインフラ等の被災想定を考えます。

大雨浸水：浸水確認箇所（集中豪雨・台風）

土砂災害：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

1.2 策定の目的

2.1 目的

BCP とは、Business Continuity Plan の略で、日本では業務継続計画と訳されます。

児童福祉施設等は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設となっており、非常時においても継続的なサービスが求められます。業務が継続できないとなると、子どもの生命・安全が脅かされる可能性があるため、「業務の継続」が非常に重要です。そのために、まずは施設の職員等、利用する子ども、保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整えることが重要。

2.2 本計画の位置づけ

児童福祉施設の場合、消防計画、非常災害対策計画、浸水想定区域に施設が立地していれば避難確保計画などの策定をしている施設* I があります。

これらの計画は、非常時、災害時の対応について計画するものですが、BCP は、災害時等の非常時を前提として業務を継続するために必要な業務を明確にします。その必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続できるように、事前に必要な準備を行うために作成します（図 1-1 参照）。

* I 避難確保計画を策定しているのは、水防法における要配慮者利用施設として、市町村から指定された施設です。

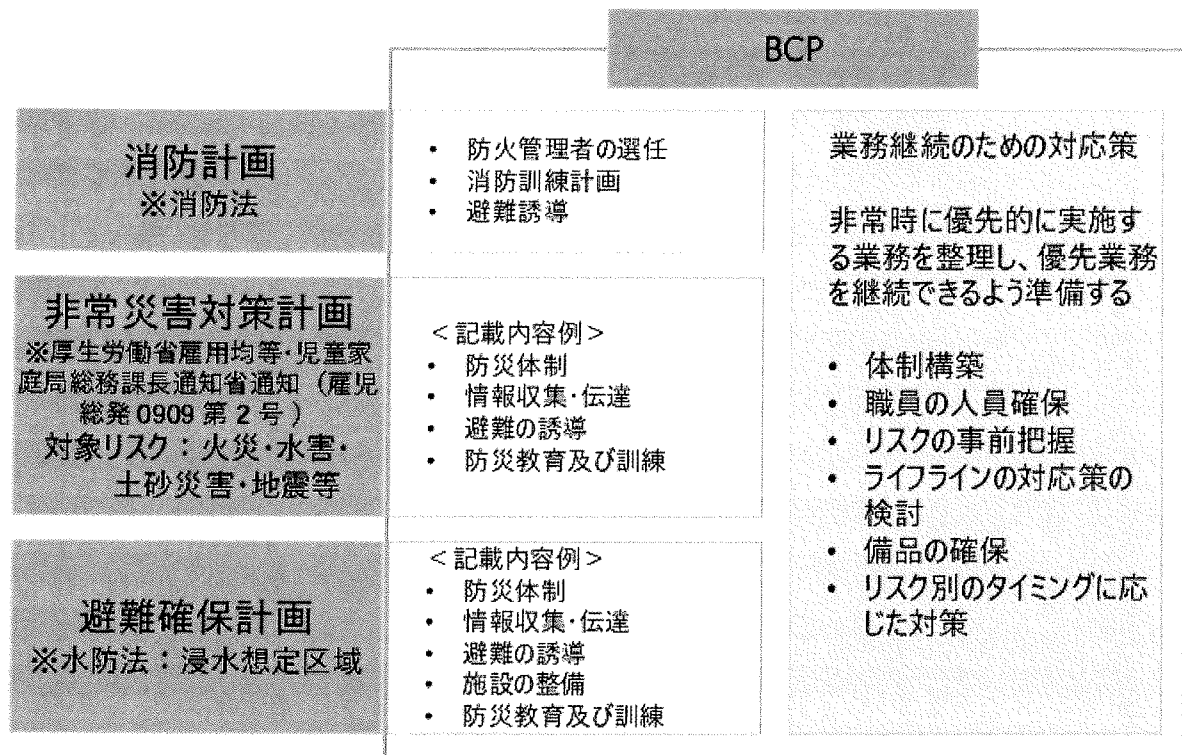


図 1-1 児童福祉施設等が作成する各種計画と BCP の関係性

4 本計画の目標

BCP の目標は以下の 4 点です。

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

5 本 BCP の主管部門（主任担当者等）

管理者 大津 裕之

Ⅱ 事前対策

このⅡでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となります。

1 感染症・自然災害共通事項

(1) 地域との連携の推進

児童福祉施設等は、大人によるケアが必要な子どもが利用する施設であり、災害時に備え、町会や自治会、防災市民組織などとの協力体制づくりを行うことが重要。

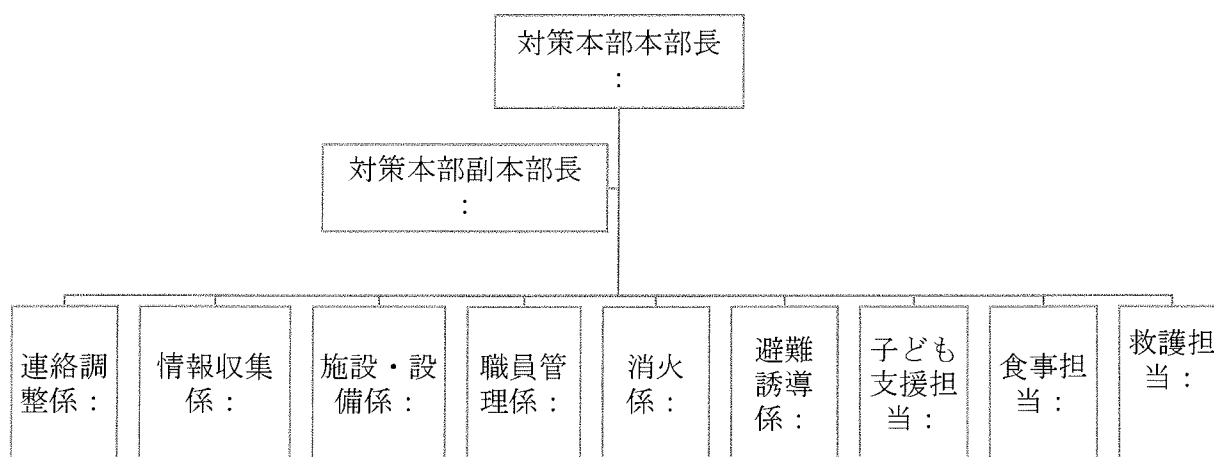
また、地域の子育て世帯にとっては、子どもの安全を守るという観点から、災害時に助けを求めることのできる場所として心強い存在であり、町会や自治会の連携。

そのため、自治会等や管轄の消防署などと日頃から連携して、地域と防災協定を結んだり、地区防災計画を策定したりすることは有効です。その他福祉避難所の指定を受けたり、福祉避難所の設置運営に関して協定を結んだりしている施設もあります。

また、地域防災計画を定めている地域もあり、地域との連携。

BCP の策定においては、これらの防災協定・地区防災計画や福祉避難所の指定・福祉避難所の設置運営に関する協定の有無等によって、児童福祉施設等の立場や地域から求められていることは異なりますので、それを前提として、後述する体制構築や職員の人員確保。

(2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者／ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する	大津安子	井原優月
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請	井原優月	川岡千陽
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	大津福治	中原正義
情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情 報収集を担当する	山本栄子	大宮悦子
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	中原正義	大津福治
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応	川岡千陽	清水好子
消火係	初期消火の実施	大津福治	中原正義
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘 導	大津安子	井原優月
利用する子 ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	山本栄子	大宮悦子
食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	石丸悦子	大津安子
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投 薬 感染予防 負傷者の処置	大宮悦子	清水好子

(3) 職員の安否確認

(ア) 職員の安否確認方法の検討

あらかじめ、職員の安否確認の方法（メール等）について定めるのは有効です。被災時に電話が使えなくなる可能性がありますので、携帯メールなど複数の手段を確保することを検討。また、災害伝言ダイヤルの活用や安否確認システムの導入を検討。

(イ) 職員の体調管理

非常時は、通常よりも少ない人員で多くの業務を行うこと、情報が錯綜するなどの混乱の中で様々な対応を迫られること、長期間勤務や帰宅できない状況が続く中で対応する状況が想定されます。職員の体調の把握と心身負担に対するケアの方策の検討をすることが重要。例えば、過度の負担を避けるため、ローテーションを行うこと、職員の休憩スペースを確保することなどが考えられます。また、職員の相談窓口を設置する、正確な情報を提供するなどの工夫をします。

（４）人員確保

（ア）職員の参集可否の把握

あらかじめ、公共交通機関が停止した場合や施設へのアクセスの状況が悪化している場合を想定し、職員の居住地から徒歩等で出勤可能な職員数や出勤にかかる時間を把握。ただし、出勤可能な職員数を把握しても、職員自身や家族の負傷や自宅に被害がある場合など、出勤できないケースも一定割合発生することを想定し、非常時の体制を検討。

<参集可否の把握内容の一例>

- ・職員名
- ・平常時の出勤手段と所要時間
- ・非常時の出勤の可否と可の場合の手段
- ・非常時の出勤にかかる時間（見込み）
- ・家族の状況（小さな子どもや介護の必要な家族がいるなど）

（５）保護者との連携

非常時には施設内の子どもが無事かどうかを確認し、状況の報告をする。あらかじめ、伝達方式を決めておき、保護者へ周知しておく。

Twitter や Facebook などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は過去の大震災で通信麻痺の時に機能した実績もあるため、活用の検討が推奨。

通所施設 ポイント

> 通所施設の場合

被災時に、保護者等へ引き渡すことが可能か、施設で預かるのか、別の場所へ避難するのか等については、状況に応じて判断。また保護者等へ引き渡す時には、その後の安全が確保されているかを確認し、安全と判断できない時には保護者等も一緒に施設に留まるようにします。

あらかじめ、利用する子どもの保護者等家族の連絡先を把握し、被災時の引き渡し方法について保

護者に周知しておきます。また、避難する場合の避難場所についても周知しておきます。被災時には、電話が使用できなくなる可能性があるため、メールやHP等でお知らせする。

感染症発症や感染疑いの症状が出た場合には、保護者へお迎えを依頼します。被災と同様に連絡手段について、事前に保護者に周知する。

対象利用者層別 ポイント

➤ 不特定多数の子どもが利用者の場合

不特定多数の場合、保護者への連絡が困難となることも想定できます。利用する子どもの氏名、連絡先、保護者の連絡先を入館時に確認する。個人情報の取扱いに注意し、他の人の目に触れないように連絡先を取得し、適切に保管します。年度が変わり、児童の学年または学校が変更になったタイミングで、新しい情報に更新するとともに、既に取得した個人情報については適切に処分する。

施設の状況についてHP等で被災状況や一時的に避難する場所等の情報を発信する、災害伝言ダイヤルを活用して保護者と連絡をとるなどの方法を検討することも有効。また、利用する子どもの通う学校が判明している場合には、学校と連携をとって、保護者と連絡をとる。

➤ 児童館における利用する子ども（学齢児）の連絡先等の把握方法の事例

・利用範囲にある学校の入学時等に登録してもらうように学校及び保護者と連携し

て利用する可能性のある子どもを把握する

・個人情報保護の観点を踏まえつつ、来館者名簿に学校・クラス・名前を記載し、

必要に応じて学校と連携する

地域や児童館と学校との立地などの条件にもよるが、利用する子どもや保護者の

連絡先については、学校と連携する。

II. 関連各所との連携・情報収集

（ア）連絡フローの作成

災害時、感染症発生時には、関係各所への連絡。事前に、連絡が必要な関連先をまとめておく。（巻末参考資料3参照）

なお災害時は、停電などが想定できるため、PC上で連絡先を保管している場合は、バックアップを用意しておく、必ず使用すると考えられる利用する子ども関連の情報は出力しておく。

（イ）情報収集

関係各所と連絡を取るのと並行して、情報収集を行います。災害発生時など、混乱することが想定されるため、あらかじめ情報を得る先を洗い出しておく。

入退館管理

非常時に、施設内にいる子どもや保護者を把握していないと、適切な対応ができません。安全確保や、感染拡

大防止のために、入館している人を把握しておくことが重要。入館者の管理方法について検討し、日頃から実施しておくことが有効です。

➤ 児童館における利用する子ども（学齢児）の入退館管理の事例

- ・カードによる管理（利用時にカードを提出する）
- ・名簿への記載
- ・利用の都度紙に書いて提出

利用する子ども自身が紙に書いて提出する方法の場合、正確性に問題があることもあり、在館者と合致しないときは、保護者へ帰宅しているかを確認するなどして、子どもの安全確認を実施している。

感染症の事前の対策

非常時に優先的に実施する業務の整理

まずは、利用する子ども・職員の安全確保のための業務を優先します。感染症の対策として、優先的に実施する業務の判断基準は「感染症の予防および生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」が考えられます。地域や施設内の感染症の流行状況によって対応できる職員の人数や感染拡大防止の業務量が異なります。施設の職員が感染の可能性が高い者や感染者等となったり、施設内で感染者等が発生したりして、通常業務の実施が困難な場合には、優先的に実施する業務を実施し、施設の開所を継続するよう努めます。

。 ➤ 通所施設

保護者等による送迎など、施設へ出入りする人が多くリスクが高いため、入館管理を行い、感染症の予防を徹底することが重要。

- 児童家庭支援センターや児童館での新型コロナウイルス感染症に関する優先業務の例
- ・職員が感染の可能性が高い者に該当しない場合は、外来の業務は通常とおりとする一方で、イベントは延期する
 - ・職員が感染者になった場合・感染の可能性が高い者となった場合は、当該職員は出勤停止し、保健所の指示に従うこととする
 - ・中学校、小学校、幼稚園等で感染者があり状況が把握できない場合は、対面相談は中止し、電話による相談とする。

備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスクやフェイスシールドを備蓄しておきます。日常的に数日分は備蓄し、使用しながら備蓄すると有効です。感染が疑われる症状がある者が発生した場合、使用量が急激に増えるため、備蓄品の調達に時間がかかるケースがあることを考慮して、適切なタイミングで調達できるように地域の感染状況も踏まえ、備蓄量を検討・見直しする必要があります。

感染が疑われる症状がある者・感染者等発生時のためのゾーニングの検討
感染が疑われる症状がある者や感染の可能性が高い者、感染者が発生した場合、一時的にまたは隔離期間中や入院までの間、他の子どもと隔離したスペースが必要となります。あらかじめ感染が疑われる子どもが発生した時に備えて、ゾーニングを検討し、スペースの準備をしておく。

➤ 通所施設

原則として、保護者の迎えがあるまで静養できるスペースを確保します。1部屋を隔離スペースとして確保できることが望ましいですが、独立した部屋を確保できない場合には、カーテン、パーテーションなどで仕切ります。複数名が使用することもあるため、内部も仕切れるようにしておきます。

＜ゾーニングの事例＞

生活してもらう。部屋が埋まっている場合には、子どもの人数が少ない部屋で受け入れ、万一の場合も感染が広まらない工夫をしている。

- 児童館の事例：体調不良の子どもが発生した時 空室を待機部屋として使用したり、事務室等の一部のスペースを区切って使用したりするなど、他の利用者との接触を避けるようゾーニングを実施する。

4 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、令和2年12月）より引用

職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患したり、職員と同居する家族が感染症に罹患したりすることで、職員から施設へ感染拡大が懸念されます。そのため職員の体調把握が重要です。体調チェックシート等を使用して、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認する。

施設を利用する子どもや入館者の体調管理・入退館管理 国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、施設の利用者で感染の可能性が高い者を事後的にも抽出できるようにするため、利用する子どもの入退館管理、出入り業者等の入退館管理が必要。また、入館時に、利用する子どもおよび来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただく。体調チェックシートを準備して回答していただくようにする。

自然災害の事前の対策

非常時に優先的に実施する業務の整理 地震災害と風水害については、非常時に優先的に実施する業務は差異がないため、自然災害として述べます。

自然災害時に優先的に実施する業務は、「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、次いで「防寒・避暑対策」です。また、災害時に保護者が帰宅困難な状況である、一斉帰宅抑制のために迎えに来られない状況であるために、子どもや対応する職員が一定の期間、施設内に留まることが考えられます。そのため、「宿泊対応」も優先的に実施する業務となる。

➤ 非常時に優先的に実施する業務の事例（アンケート調査より） 調査結果より優先的に実施するとの回答が多かった業務は以下のとおり。

「利用する子どもや職員の安全確保」

「利用する子どもの生命維持（給食、食事介護、医療ケア）」

「情報収集・共有・連絡調整」

児童館からは「避難所としての開館」という回答もみられた。

一時保護所からは、「児童虐待等の緊急性を要する業務」という回答も見られた。

通所 ポイント

➤ 通所施設

利用する子どもの保護者と連絡をとるまたは情報を共有し、子どもの引き渡しを進めます。ただし、保護者への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、子どもとともに保護者も施設で一緒に避難行動をとるようにする。施設の被害の状況によっては業務の休止、一部縮小などを検討します 臨時休業等の最終的な判断は実施主体である事業所がする。

年齢別 ポイント

➤ 乳児・幼児

乳幼児期以降の子ども以上に大人のケアが無ければ健康と安全を確保することができないため、利用する子どもに乳児や幼児がいる場合はその生命の維持のための支援を優先的に実施します。

障害種類・有無別 ポイント

➤ 障害のある子どものいる施設の優先業務

障害のある子どもの場合、その症状は様々です。同じ障害であっても、個人差が大きいため、子どもの症状や状況、心理状態によって求められる対応が異なることを前提に優先すべき業務を検討する。

- ・ 服薬が必要な子どもの場合は、投薬や服薬の介助を優先業務とします。
- ・ 身体障害がある場合、自ら安全に避難することが難しいことが考えられ、知的障害・発達障害がある場合、通常と異なる状況に障害がない子ども以上にパニックになる可能性があります。こうした特に支援が必要な子どもの安全確保や避難行動を優先します。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

		連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段
行政		市区町村自治体 管轄部署	大津安子	082-422-2111	東広島市市役所
		都道府県 管轄部署	大津安子	082-228-2111	広島県
		管轄児童相談所	井原優月	082-420-0407	家庭児童相談室
		子ども担当の児童相談所	川岡千陽		子どもそれぞれの連絡先
		管轄保健所	山本栄子	082-422-6911	
		管轄消防署	清水好子	082-422-6567	
		管轄警察署	大宮悦子	082-422-0110	
医療		嘱託医		XXX-XXX-XXXX	
		看護師		XXX-XXX-XXXX	
		協力医療機関	石丸悦子	082-428-0147	高橋ホームクリニック
利用する子ども関連	児童の通学する学校	川上小学校	井原優月	082-428-1445	
		八本松小学校	川岡千陽	082-428-3564	
		龍王小学校	大津福治	082-493-6003	
		平岩中学校	大津安子	082-422-5355	
		八本松中学校	山本栄子	082-428-0202	
		広島県立黒瀬特別支援学校	大宮悦子	0823-82-6733	
		児童の保護者等			それぞれの連絡方法
協力業者		清掃業者	石丸悦子	082-423-5652	オスカー管財(株)
		リネン業者		XXX-XXX-XXXX	
		食材関係業者		XXX-XXX-XXXX	
		設備関係業者		XXX-XXX-XXXX	
		メンテナンス関係業者		XXX-XXX-XXXX	
		燃料関係業者	大津福治	082-431-3401	(株) 広島中央クミアイ燃料
その他		地域の自治会		XXX-XXX-XXXX	
		ボランティア団体		XXX-XXX-XXXX	
		ボランティアの方：〇〇		XXX-XXX-XXXX	

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	広島県 防災情報のページ	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp
	廿日市市 防災情報のページ	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp
自治体	廿日市市 ホームページ	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/
	広島県 ホームページ	https://www.pref.hiroshima.lg.jp
	管轄 福祉保健関連部署	広島県西部東厚生環境事務所/保健所
ライフライン	管轄の水道局	東広島市水道局
	管轄の電力会社	中国電力
	管轄のガス会社	(株) 広島中央クミアイ燃料

(7) 入退館管理

非常時に、施設内にいる子どもや保護者を把握していないと、適切な対応ができません。安全確保や、感染拡大防止のために、入館している人を把握している。

➤ 事業所における利用する子ども（学齢児）の入退館管理の事例

- ・健康チェック表による管理（利用時に健康チェック表に記入し提出する）
- ・名簿への記載
- ・利用の都度紙に書いて提出

利用する子ども自身が紙に書いて提出する方法の場合、正確性に問題があることもあり、在館者と合致しないときは、保護者へ帰宅しているかを確認するなどして、子どもの安全確認を実施している。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

まずは、利用する子ども・職員の安全確保のための業務を優先します。感染症の対策として、優先的に実施する業務の判断基準は「感染症の予防および生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」が考えられます。地域や施設内の感染症の流行状況によって対応できる職員の人数や感染拡大防止の業務量が異なります。施設の職員が感染の可能性が高い者や感染者等となったり、施設内で感染者等が発生したりして、通常業務の実施が困難な場合には、優先的に実施する業務を実施し、施設の開所を継続するよう努めます。

保護者等による送迎など、施設へ出入りする人が多くリスクが高いため、入館管理を行い、感染症の予防を徹底する。

(2) 備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスクやフェイスシールドを備蓄しておきます。日常的に数日分は備蓄し、使用しながら備蓄すると有効です。感染が疑われる症状がある者が発生した場合、使用量が急激に増えるため、備蓄品の調達に時間がかかるケースがあることを考慮して、適切なタイミングで調達できるように地域の感染状況も踏まえ、備蓄量を検討・見直しする。

（３）感染者発生時等のためのゾーニングの検討

感染が疑われる症状がある者や感染の可能性が高い者、感染者が発生した場合、一時的にまたは隔離期間中や入院までの間、他の子どもと隔離したスペースが必要となります。あらかじめ感染が疑われる子どもが発生した時に備えて、ゾーニングを検討し、スペースの準備をしておく。

原則として、保護者の迎えがあるまで静養できるスペースを確保します。１部屋を隔離スペースとして確保できることが望ましいですが、独立した部屋を確保できない場合には、カーテン、パーテーションなどで仕切ります。複数名が使用することもあるため、内部も仕切れるようにしておきます。

（４）職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患したり、職員と同居する家族が感染症に罹患したりすることで、職員から施設へ感染拡大が懸念されます。そのため職員の体調把握が重要です。体調チェックシート等を使用して、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認する。

（５）施設利用者の体調管理、入退館管理

国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、施設の利用者で感染の可能性が高い者を事後的にも抽出できるようにするため、利用する子どもの入退館管理、出入り業者等の入退館管理が必要です。また、入館時に、利用する子どもおよび来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただくことは、感染拡大防止に有効です。体調チェックシート

３ 自然災害の事前対策

（１）非常時に優先的に実施する業務

地震災害と風水害については、非常時に優先的に実施する業務は差異がないため、自然災害として述べます。

自然災害時に優先的に実施する業務は、「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、次いで「防寒・避暑対策」です。また、災害時に保護者が帰宅困難な状況である、一斉帰宅抑制のために迎えに来られない状況であるために、子どもや対応する職員が一定の期間、施設内に留まることが考えられます。そのため、「宿泊対応」も優先的に実施する業務となります。

（２）施設のリスク

①立地条件

施設の立地条件を確認し、施設のリスクを事前に把握している。なお、浸水想定のある場所に立地している施設は、避難確保計画を策定しますが、その他の施設であっても、自治体が公表しているハザードマップなどを活用し、土砂災害が起きそうな地域なのか、過去に浸水が確認されている地域なのか、地震時の被災想定などから、施設のリスクについて事前に把握してます。

また職員や利用する子どももハザードマップを学び、施設のみならず自宅でも非常時に備えることも確認しています。

②避難場所、避難経路

避難経路が塞がれた、想定していない浸水があったような場合に、他の場所へ避難することができるよう、複数の避難場所を想定している。また、子どもを連れて避難するため、想像以上に時間がかかる場合や、途中で避難行動が難しくなった時のために、避難経路の途中地点で、緊急の避難場所を想定している。

III. 避難経路の確認

避難場所までの経路を歩き、道幅や避難の障害となるもの（落下物のおそれ、塀などの倒壊のおそれ）、浸水しやすい箇所、がけ崩れの恐れのある場所などを確認します。特に子どもが歩いて避難所まで行くことが可能か、乳幼児を連れて避難することが可能か、夜間に移動することが可能かを確認し、安全な経路で避難場所にいけるよう、事前に障害となる可能性がある場所を把握したうえで避難経路を設定します。避難途中で、家屋の倒壊や火災の発生等が想定できるため、不測の事態に対応できるように複数の避難路を事前に検討している。

③避難誘導

施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導を検討します。自分自身で避難できない子どもの避難のためは大型ベビーカー等を用意し、避難時に支障がある所がないかを確認しておきます。利用する子どもの状況に応じて適宜避難誘導を検討する。

また、外国につながる子どもや口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらないような状況が想定される場合には、文字やイラスト等の方法を併用して、避難導するなどの工夫をする。

④ライフラインの対応策

停電、断水、ガスが停止することが想定できるため、対応策を検討しておく。また、トイレの設置方法や、おむつの処理方法（汚物の一時保管場所等）をあらかじめ検討しておく。

水道：備蓄していた飲料水を使用するか自治体の給水拠点等で給水を受ける 貯水槽を使うことが出来るか確認しておく 停電：照明はランタン等に対応、空調は石油ストーブやカイロ（冬季）冷却用グッズ（夏季）を使用する。

太陽光を活用した充電器などを備えておく。

ガス：ガスの供給が止まっているときはカセットコンロ等を活用する。

⑤備蓄品

優先業務を最低3日間継続できるよう備蓄します。可能であればそれ以上を備蓄・保管してあるとさらに安心して業務を継続することが可能です。また、災害時は、限られた職員数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいため、備蓄食料はアレルギーフリーにしておき、間違いを防ぐ。

① 食料品

消費期限があるため、定期的に確認し、買い替える必要があります。特に日常的に使用する食品については、通常の使用量に加えて備蓄日数分を上乗せして購入し、使用しながら備蓄する日常備蓄の方法を取り入れるといつも新しいものを備蓄することが可能です。アレルギーフリーの物などアレルギーをもつ子どもにも対応可能なもので備蓄しておく。

② 医療品

救急手当に使用する備品（ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾、体温計等）や常備薬（鎮痛剤、胃薬等）の他、アルコール除菌やマスクなども備蓄しておきます。

なお、医療的な配慮の必要な子どもの場合、処方薬や酸素、非常用電源の確保などが必要な場合があります。利用する子どもが必要な配慮事項に合わせて必要なものを備蓄するようにします。また、避難先では必要な時に処方薬が用意できるとは限らないため、あらかじめ医療機関や保護者等に相談し、必要な処方薬を一定量保管または預かりの検討が必要。

③ 寝具

通所施設で通常利用する子どもの宿泊は想定していませんが、政府が災害時に一斉帰宅抑制の方針を打ち出し、事業者に対し従業員を一定期間事業所内にとどめるように要請する場合があります。そのため、非常時に、子どもを保護者へ引き渡すまでに1日～数日が経過することが考えられ、一時的に子どもを預かる可能性があります。宿泊に対応できるよう寝具等を備蓄品として準備しておく。

⑥非常用の持ち出し品・重要書類

避難の際に最低限必要なものを、避難所に移動する際に持ち出せるようにまとめておく。施設を利用している子どもや保護者等の情報などの重要書類は、保管場所を決め、日常からまとめておくこと非常時にもあわせて準備が可能です。データはバックアップを取るようにします。

水・食料品、マスクやウェットティッシュ、歯ブラシ、簡易トイレ、ビニール手袋などの清潔品、タオル、毛布やブランケットなどの日用品、衣類等は、避難する人数に合わせて持ち出す量を検討します。使い捨てコップ、容器、ラップ、アルミホイルなどは食事等の対応に有効です。人数×数日分があると望ましいですが、避難時に持っていくことのできる量であることを考慮します。施設単位であると良いのは、給水袋やポリタンク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、救急用品、情報確認手段（携帯充電器や手回し充電式のラジオ等）、レジャーシートなどが有効。

医療的な配慮の必要な子どもの服用している薬（処方薬）なども持ち出します。風水害の場合、施設が浸水する可能性があるため、必要な重要書類および機器等は、安全な場所へ移動させるか非常持ち出し品と一緒に持ち出すことを検討します。

年齢別 ポイント

➤ 乳幼児

粉ミルクと調乳用品、また離乳食などの食料や調理器具、紙おむつ・おしりふきなどの清潔品を持っていく。

➤ 小学生、中高生以上

生理用品などの衛生用品も必要

Ⅲ BCP発動時の対策

1 感染症にBCP発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

国内外の感染症の発生状況に応じて、事前の備えや感染予防対策を講じます（表 3-1 参照）。

表 3-1 新型コロナウイルス感染症の発生段階と事前の対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野にBCPの見直しや備品の補充などの備え行動を開始する
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにします。
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

施設の職員や利用する子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関への連絡相談を行います。

当該職員や子どもと接触した者を確認し体調の変化に注意します。感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行う。感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 利用する子どもへの対応

利用する子どもや職員が感染の可能性が高い者となった場合、原則として当該利用する子どもや当該職員は利用休止（職員は自宅待機）とします。利用休止、自宅待機の期間については、保健所や自治体の方針に従って対応します。なお、検査によって陰性であることが確認された場合には、上記の限りではありませんが、保健所・自治体の方針に従って対応します。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合、当該子どもが使用したスペースの換気を充分に行う。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

施設の職員や利用する子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行います。

感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討します。

利用する子どもへの対応や施設内の対応については入所施設、通所施設によって対応が異なりますので、入所/通所別ポイントおよび感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ 3-2 を参照してください。

表 3-2 感染症等の発生ステージ別の施設の実施事項の比較表

実施すること		感染が疑われる症状がある者	感染の可能性が高い者	感染者
初期対応	連絡 連絡する 関係先	施設内の情報共有 管理者へ報告 身近な医療機関へ連絡・相談		施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関へ連絡・相談 保健所
該当する職員		自宅待機		休養・療養
利用する子ども	利用外に発覚	通所	原則として利用休止	
		入所	外出中止 ※外出中に判明した場合は施設へ戻る	
	利用中に発覚	通所	別室で一時待機 ⇒ 帰宅 ※保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する	
		入所	別室療養 ※外出を控える（保健所の指示がある場合は従う）	必要に応じて入院 ※保健所等の指示に従って対応する
施設の対応	消毒 清掃等		感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所等の消毒を実施	該当者が使用した場所等はこまめ換気を実施する
	体調確認		接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	調査協力		—	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする
	業務継続 検討		—	感染者の行動歴を把握するための調査への協力をする
		地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前に BCP を発動		

(4) 感染者発生時

施設の職員や利用する子どもに感染者が発生した場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談を行います。

感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意します。また、当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行う。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とします。

施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

利用する子どもへの対応や施設内の対応については

(ア) 利用する子どもへの対応

感染者に関しては原則として利用休止とします。施設を利用中に感染が判明した場合は、身近な医療機関や保健所への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行う。

(イ) 施設等の対応

感染が判明した際に施設を利用していた場合は、使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行う（終了までは立ち入り禁止とする）。また、該当の子どもと接触した職員・利用する子どもの特定については、保健所と連携して対応する。

施設内での感染の状況に応じて、業務をそのまま継続するか、一部縮小して実施するかを検討し、一部縮小しても実施の継続が難しい場合は一時休止についても検討する。業務の一時休止については自治体の管轄部署とも相談の上判断する。

なお、利用する子どもに感染が拡大した場合や地域において子どもに感染が拡大した場合であっても、休所・休業する場合に利用する子どもやその家庭等に与える影響が大きいなどの理由で、できるだけ開所が求められる場合があります。地域の保健所や自治体の方針に従うことが前提ですが、感染状況等に応じ、感染者の多いクラスのみを閉鎖するなどして、感染症の拡大を防ぐ一方で、できるだけ開所する方法を求められる場合も想定します。

(5) 通常業務の再開

施設の職員や利用する子どもの感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻します。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合にはBCPに基づいた業務継続のための対策を終了します。

(6) 不足する職員の支援対策の実施

感染が拡大した場合、職員自身が感染者となる、職員が感染の可能性が高い者等となって、子どもの支援が可能な職員が少なくなる状況が想定できます。さらに施設内で感染者等が発生した場合、できるだけ感染者等とその他の子どもを支援する職員を分けて対応することが望ましく、さらに職員が不足する状況となり、職員の確保が課題となります。あらかじめ検討した不足職員の支援対策を実施するよう検討します。

(7) 人的応援と受け入れ

感染症の拡大時は、施設内よりも外部から感染症が持ち込まれることによって施設で感染が広がる可能性があります。職員の不足の状況とそのリスクとを考慮して、人的応援を受け入れるか判断します。

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

BCP で想定した規模程度の地震が発生したら、業務継続のための対策を開始します。

災害発生

- ・ 初動対応：防災組織の立ち上げ/非常時の対策本部となる防災組織の構成について検討し、必要な組織を速やかに構築できるよう備える

事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続します。※、臨時休業等の最終的な判断は保育の実施主体である市区町村が行います。

必要な場合は後片付けをして業務を継続します。

II. 発災直後の実施すること

- ・ 安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・ 負傷者の救護・応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・ 初期消火

III. 発災～半日程度に実施すること

- ・ 通信手段の確保
- ・ 行政や関連各所への連絡
- ・ 職員の安否確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる）
- ・ 防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・ 利用する子どもの安否確認の集約
- ・ 施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにします。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とします。
- ・ 業務を通常とおり継続できるかの判断をする。
- ・ 避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

②災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められます。その場合でも、救援活動の優先順位は以下となります。

第一：利用する子どもの安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

福祉避難所の指定を受けている場合や協定を締結している場合、対応が求められます。対象者は、要配慮者（主として高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケア児、その他の特別な配慮を要する者）です。

＜受け入れ＞

- ・ 受け入れが決まった場合は、受け入れ人数の確認し、行政へ報告します。
 - ・ 受入者（避難者）の状態や状況を確認し、受け入れ日等の確認を行い、受入者（避難者）の居住場所を検討します。なお、感染症の疑いがある場合には、検査やワクチンを接種しているかなどを行政と確認します。
 - ・ 受付を設置し、避難者の受け入れを開始します。（感染症への対策が必要な場合は、感染症マニュアルを参照し対応する）
 - ・ 受入者（避難者）の全身状態の確認を実施し、居住場所へ案内して、施設のルール等の説明を行います。
- なお、地域の方が困って来訪した場合、施設はその受け入れについて市区町村の管轄課に相談します。

（２）風水害

①事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。災害発生のある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討します。

夜間の避難はリスクが高く困難であること、事前に気象情報などから状況が悪化するタイミングがある程度推測できることから、安全に避難が出来るタイミングをあらかじめ検討しておきます。安全に避難ができ、職員の数人が確保できる日中に避難を開始することが望ましいと言えます。また風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まることから、浸水の危険性や土砂災害の危険のある地域に関しては、早目に避難することが重要です。

風水害時に、扉の下部の隙間から浸水してくることがあります。建物に水が入ってくるのを防ぐため、「土のう」

「水のう」「止水板」が有効です。止水板のかわりに板を使う、土のうの代わりに、ゴミ袋に水を入れて口をふさいだ簡易水のうも利用できます。浸水が想定される地域や、建物の入り口が周辺道路よりも低い場所にあるような施設では、あらかじめ「土のう」や「水のう」等を備えておく。

発災時の時間経過別の対応

I. 注意報発令

気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討します。

施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

II. 警報発令

警報が発令され、施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

建物内に利用する子ども・職員がいる場合、災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施します。特に浸水や土砂災害のおそれのある地域は、子どもの避難であることを念頭に安全確保のため、早目の避難を心掛ける。

III. 警戒情報発令

自治体からの避難指示の発令に留意する。ただし、夜間や施設の立地によっては、屋外へ出ることが危険な場合もあるため、周辺の状況を十分確認し、身の安全を図るようにする。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

IV. 特別警報発令

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保するようにする。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動します。

V. 避難後

① 避難先での対応

施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、児童を施設へ誘導します。この場合も、施設までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で施設へ戻るようにします。引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討をします。

② 保護者への連絡

利用する子どもの状況や避難している場合は避難場所について、あらかじめ定めていた方法で保護者等へ情報を共有するようにします。

VI. 業務再開

台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開します。避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開します。通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了します。

③災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められます。その場合でも、救援活動の優先順位は以下となります。

第一：利用する子どもの安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

福祉避難所の指定を受けている場合や協定を締結している場合、対応が求められます。対象者は、要配慮者（主として高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケア児、その他の特別な配慮を要する者）です。

<受け入れ>

- ・ 受け入れが決まった場合は、受け入れ人数の確認し、行政へ報告します。
- ・ 受入者（避難者）の状態や状況を確認し、受け入れ日等の確認を行い、受入者（避難者）の居住場所を検討します。なお、感染症の疑いがある場合には、検査やワクチンを接種しているかなどを行政と確認します。
- ・ 受付を設置し、避難者の受け入れを開始します。（感染症への対策が必要な場合は、感染症マニュアルを参照し対応する）
- ・ 受入者（避難者）の全身状態の確認を実施し、居住場所へ案内して、施設のルール等の説明を行います。

なお、地域の方が困って来訪した場合、施設はその受け入れについて市区町村の管轄課に相談します。

IV BCPの検証

1 BCPの検証

平常時に BCP の策定を行います。BCP は一度作成して完了となるものではありません。一般的に PDCA サイクルと呼ばれる Plan-Do-Check-Action のサイクルを実施し、BCP を検証していくことが非常に重要となります。策定した BCP に基づき計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画します。訓練を実施した後、BCP の課題を洗い出します。そして、BCP の見直しや改善を行い、BCP の更新を行います。

なお、BCP の実現のため、備品購入などの事前対策のための予算を確保する、BCP の取組を浸透するための訓練を計画する、BCP の検証を行うといったマネジメント活動は、業務継続マネジメント(BCM:Business Continuity Management)と呼ばれています(図 4-1 参照)。BCM は継続的に取り組むことが重要です。

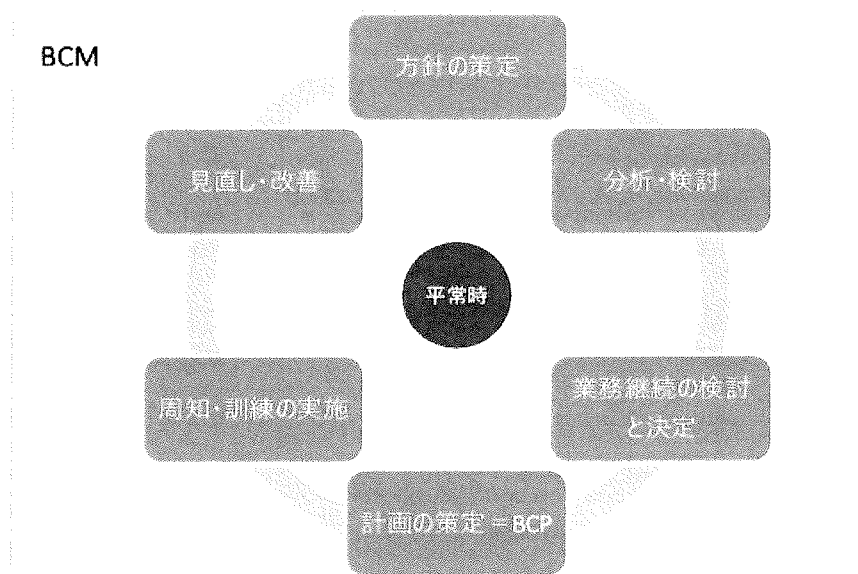


図 4-1 業務継続の取組の流れ (BCM と BCP について) ³

教育・訓練の実施

BCP にもとづき、周知・教育や訓練(避難訓練)を実施します。地震、火災、風水害等のいくつかの災害のケースを想定しておき、前回の訓練とは異なるケースで実施する。繰り返し訓練をすることによって、職員だけではなく、利用する子どもにも災害時の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになります。